

2. 報告書類等の提出

- 参加者は、次の報告書類等を所定の期日までに、主として取引を行う日本銀行取扱店へ提出してください。

▽ 国債振替決済関係報告書類一覧

報告書類名称	根拠	提出期限
国債振替決済元利金配分額内訳報告表 <記載例1>	振決規則第41条第1項 (第16号書式)	支払月の 翌月10日
国債振替決済償還額内訳報告表 <記載例2>	国債振替決済制度における振決 国債の元利金の配分等に関し日 本銀行が参加者に支払う手数料 に関する規則第4条 (別紙)	償還月の 翌月10日
国債振替決済非居住者等非課税制度適用国 債報告表 <記載例3>	振決規則第41条第2項 (第17号書式)	毎年 4月15日
国債振替決済業態別内訳額報告表 <記載例4>	振決規則第41条第3項 (第18号書式)	毎四半期の 翌月15日

(1) 国債振替決済元利金配分額内訳報告表

- 元利金の配分を受けた場合には、その利子額、元本増加額および償還額ならびに所得税額について作成（支払月に元利金支払期日が複数ある場合にはこれを集計。）し、支払月の翌月10日までに提出してください。

<記載例1>

国債振替決済元利金配分額内訳報告表		第十六号書式			
		(日付) 3.3.4			
日本銀行 御中		(参加者) 株式会社 ○○銀行 取締役頭取 ○○○○○			
		印 			
		振決参加者コード			
		1	2	3	4
(2月支払分)					
1. 利付国債及び分離利息振決国債					(単位 円)
摘 要		利子額	所得税額		
利 付 国 債	自己口Ⅰ・自己口Ⅱ	A=B+C	623,728,500		
	居住者・内国法人分	B	623,550,000		
	非居住者・外国法人分	C	178,500		
	自己口Ⅲ・自己口Ⅳ	D=E+F	50,000,000	7,657,500	
	居住者・内国法人分	E	50,000,000	7,657,500	
	非居住者・外国法人分	F			
	預り口	G	989,729,816		
	調整額	H	109		
合計		I=A+D+G+H	1,663,458,425	7,657,500	
分 離 利 息 振 決 国 債	自己口Ⅰ・自己口Ⅱ	J	2,500,000		
	自己口Ⅲ・自己口Ⅳ	K			
	うち 内国法人分	L			
	預り口	M	550,000		
合計		N=J+K+M	3,050,000		
物価連動国債の元本増加額		O	200,000		
合計		P=I+N+O	1,666,708,425	7,657,500	
2. 割引国債及び分離元本振決国債					(単位 円)
摘 要		償還額	所得税額		
自己口Ⅲ・自己口Ⅳ		500,000,000	153,150		
うち 内国法人分		100,000,000	30,630		

・参加者名、届出の役職名・氏名を記入し、届出印を押捺または署名。

<注意事項>

1. 内訳区分は参加者口座の内訳区分により記入する。
2. 「利付国債」の「利子額」には物価連動国債の元本増加額を含まないものとする。
3. 「所得税額」には復興特別所得税額を含むものとする。
4. 「利子額」および「償還額」は税込額（税額を含めた額をいう。以下同じ。）とし、間接参加者または外国間接参加者に対する支払額も含める。
5. 日本銀行から配分を受けた利子額（税込額）と顧客等への支払額（税込額）とが異なるときは、その差額を「調整額」欄に記入する。
6. 「利付国債合計」欄および「分離利息振込国債合計」欄の「利子額」は、日本銀行から配分を受けた利付国債または分離利息振込国債の利子額（税込額）を記入し、その合計金額（I+N）は、「国債振替決済利子配分済通知」の「総計」に記載されている利子額と一致していることを確認する。
7. 「物価連動国債の元本増加額」欄の金額は、日本銀行から配分を受けた物価連動国債の元本増加額を記入し、その金額（O）は、「国債振替決済利子配分済通知」の「総計」に記載されている元本増加額と一致していることを確認する。
なお、物価連動国債の利子額は、「利付国債」の「利子額」に計上する。
8. 「1. 利付国債及び分離利息振込国債」の「合計」欄の「所得税額」は、日本銀行が源泉徴収を行った利付国債および分離利息振込国債の利子に係る所得税額の合計を記入し、その金額（P）は、「国債振替決済利子配分済通知」の「総計」に記載されている所得税額と一致していることを確認する。
9. 「2. 割引国債及び分離元本振込国債」の「償還額」欄および「所得税額」欄は、「国債振替決済元金配分済通知」（みなし割引率の記載があるもの）の「合計」に記載されている自己口Ⅲと自己口Ⅳの国債残高および所得税額を各々合計した金額と一致していることを確認する。
10. 振込規則第24条の規定により所得税額の補正に伴う精算が行われた場合には、「所得税額」には、その補正後の所得税額を記入する。
11. 報告対象の元利金の配分を受けない場合には提出不要。

<参考>

「国債振替決済利子配分済通知」および「国債振替決済元金配分済通知」は、オンライン先に対しては各銘柄の元利払日の業務開始後、遅滞なく通知します（非オンライン先に対しては同元利払日に日本銀行業務局国債業務グループ7番窓口または支店から交付します。）。

(2) 国債振替決済償還額内訳報告表

- 間接参加者を有する参加者は、月中の国庫短期証券の償還額について銘柄別の「預り口」の償還額（複数の種別がある場合にはこれを合計）が11,112,200千円を超える場合に限り作成し、その翌月10日までに提出してください。

<記載例2>

国債振替決済償還額内訳報告表
(3年4月分)

(日付) 3. 5. 10

日本銀行 御中

(参加者)
株式会社 ○○銀行
取締役頭取 △△

印
届出印

国債名称・記号	国庫短期証券 第●●●回	償還期日	3年4月19日
預り口 (イ+ロ+ハ)			230,000,000 千円
参加者口座 (顧客口) (イ) (間接参加者分を除く)			150,000,000
間接参加者口座 (自己口) (ロ)			80,000,000
間接参加者口座 (顧客口) (ハ)			

間 接 参 加 者 分 内 訳	間接参加者名	間接参加者口座 (自己口)	間接参加者口座 (顧客口)
	○○証券	50,000,000 千円	千円
	△△証券	30,000,000	
	合 計	(ロ) 80,000,000	(ハ)

・間接参加者分の内訳として明細表を添付する場合は、内訳欄に「内訳別明細表のとおり」と記載。

・複数の種別にかかる償還額がある場合には、これらを合計した額を記入。

・参加者名、届出の役職名・氏名を記入し、届出印を押捺または署名。

(注意事項) 書式は「国債振替決済制度における振込国債の元利金の配分等に関し日本銀行が参加者に支払う手数料に関する規則」別紙を使用。

(3) 国債振替決済非居住者等非課税制度適用国債報告表

- 自己の参加者口座に記載または記録がされている租税特別措置法第5条の2第1項または第5項後段の規定の適用を受ける利付国債の年度末現在における国債残高の合計額および当該利付国債の当該年度における利子額の累計額について作成し、その翌年度の4月15日までに提出してください。

<記載例3>

第十七号書式

国債振替決済非居住者等非課税制度適用国債報告表
(3年3月末現在)

(日付) 3. 4. 6

日本銀行 御中

(参加者)
株式会社 ○ ○ 銀行 } ←

振決参加者コード	1	2	3	4
----------	---	---	---	---

(単位 千円<千円未満切捨て>)

国債残高 (全銘柄合計)	利子額 (年度初来累計)
1, 955, 350, 000, 000	5, 292, 882, 153

- ・ 間接参加者分または外国間接参加者分がある場合には、これを含めて報告。
- ・ 分離国債および国庫短期証券は対象外。

・ 参加者名を記入(届出の役職名・氏名の記載および届出印の押捺または署名は不要)。

(注意事項) 該当する国債残高および利子額がない場合であっても、提出(この場合、各欄に「0」と記入。)

(4) 国債振替決済業態別内訳額報告表

- 四半期末において自己の参加者口座（供託口および執行等口を除く。）の預り口、自己口Ⅱまたは自己口Ⅳに振込国債（個人向け国債を除く。）の記載または記録がされている場合には、四半期末現在における当該振込国債の業態別の内訳額について作成し、その翌月15日までに提出してください。

<記載例4>

第十八号書式 1/2

国債振替決済業態別内訳額報告表
(3年3月末現在) (日付) 3. 4. 12

日本銀行 御中

(参加者)
株式会社 ○ ○ 銀行

振込参加者コード	1	2	3	4
----------	---	---	---	---

(単位 百万円<百万円未満切捨て>)

口座区分	業態 国債名称等	金融商品 取引業者	信用金庫	信用組合	農林系統	個人	非居住者・ 外国法人	その他	合計
預り口	利付国庫債券(2年)	1,000				555	58,000	30,000	89,555
	利付国庫債券(5年)	2,002			500	3,000		50,000	55,502
	利付国庫債券(10年)	30,000	3,000	600		20		40,000	73,620
	利付国庫債券(20年)	35,000						40,000	75,000
	利付国庫債券(40年)	4,000						50,000	54,000
	利付国庫債券(変動・15年)						10,000		10,000
	利付国庫債券(物価連動10年)	100							100
	元利分離国庫債券(10年)	230							230
	分離利息振込国債	503							503
	国庫短期証券	130						6,800,000	2,000,000
	合計	72,965	3,000	600	500	3,575	6,868,000	2,210,000	9,158,640

(単位 百万円<百万円未満切捨て>) 2/2

口座区分	業態 国債名称等	都銀	地銀	信託	地銀2	信用 金庫	金融商品 取引業者	生損保	個人	非居住者・ 外国法人	その他	合計
自己口Ⅱ	利付国庫債券(2年)					100			10		100	210
	利付国庫債券(10年)		2,000			500	2,000		30		200	4,730
	利付国庫債券(20年)							6,000				6,000
	利付国庫債券(30年)							100				100
	国庫短期証券						500					500
	合計		2,000			600	2,500	6,100	40		300	11,540
自己口Ⅳ	利付国庫債券(10年)										50	50
	合計										50	50

<注意事項>

1. 個人向け国債以外の振込国債（供託口および執行等口に記載または記録がされているものを除く。）を対象とし、その国債の名称ごとの業態別の内訳額および分離利息振込国債の業態別の内訳額を記入する。ただし、分離適格振込国債（「利付国庫債券（何年）」）の内訳額と分離元本振込国債（「元利分離国庫債券（何年）」または「分離国（何年）」）の内訳額とはそれぞれ別に記入する。
2. 「国債名称等」欄には、分離元本振込国債および分離利息振込国債以外の振込国債の場合にはその国債の名称を記入し、分離元本振込国債の場合には「元利分離国庫債券（何年）」または「分離国（何年）」と、分離利息振込国債の場合には「分離利息振込国債」と記入する。
3. 間接参加者口座または外国間接参加者口座に記載または記録がされている振込国債についても、一律間接参加者または外国間接参加者の業態に計上するのではなく、振込国債の保有者の業態ごとにそれぞれ計上する。
4. 「金融商品取引業者」は、金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。
5. 口座区分ごとの国債名称等別金額の合計は、報告表上での合計を記載したうえで、振込国債残高と照合し、誤差が百万円未満切捨てによる端数調整の範囲内であることを確認する。
6. 2葉以上に亘る場合には分割表示をする。
7. 参加者欄には、参加者名を記入（届出の役職名・氏名の記載および届出印の押捺または署名は不要）する。
8. 該当する国債残高がない場合には提出不要。

3. 事務連絡部署届の提出

○ 非オンライン先^(注1)は、「事務連絡部署届」により届出た担当部署または連絡先が変更となった場合には、その都度、同届を取引主要店^(注2)に提出^(注3)してください。

— 「事務連絡部署届」の書式は、「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」（日本銀行ホームページ（「業務上の事務連絡」－「日銀ネット関連」－「諸規程・マニュアル類」－「利用細則」）に掲載しています。）第1号書式を使用してください。

（注1）オンライン先は、「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」の定めに従い、「事務連絡部署届」を提出してください。

（注2）参加者の本店等を業務区域内に有する日本銀行本支店（外国銀行および外国法人である金融商品取引業者にあつては日本銀行本店）をいいます。ただし、別に定めた場合にはそれによります。

（注3）郵送により提出することも可能です。